

○専修大学校友会奨学生規程

(目的)

第1条 この規程は、専修大学校友会（以下「校友会」という。）が専修大学及び石巻専修大学（以下「2大学」という。）に在学する経済的支援奨学生及び災害見舞奨学生に対し奨学金を給付することにより、その者の修学、学術、研究等を支援し、もって校友会及び2大学の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「経済的支援奨学生」とは、経済的支援を必要としながらも育友会奨学生又は育友会以外の経済支援奨学生に採用されなかった者のことをいう。

2 この規程において「災害見舞奨学生」とは、火災、風水害、地震等に被災し、損害を受けたことにより経済的困窮度が高くなった者のことをいう。

3 この規程において「育友会奨学生」とは、専修大学育友会奨学生（家計急変奨学生に限る。）のことをいう。

4 この規程において「育友会以外の経済支援奨学生」とは、2大学の経済支援奨学生（家計急変奨学生に限る。）のことをいう。

(運用)

第3条 この規程による奨学生制度の運用は、奨学生基金及びこの制度に対する寄附金を原資として行う。

(奨学生の対象者)

第4条 奨学生の対象者は、経済的支援奨学生にあつては第1号及び第2号に、災害見舞奨学生にあつては第3号に掲げるとおりとする。

(1) 専修大学の一部に在学する学生であつて、当該年度において育友会奨学生の採用に願したが採用されなかったもの

(2) 前号に掲げる者以外の者であつて、当該年度において育友会以外の経済支援奨学生の採用に出願したが採用されなかったもの

(3) 2大学に在学する学生であつて、当該学生が居住している家屋又は主たる家計支持者が生活の本拠として居住している家屋その他の建造物等が火災、風水害、地震等に被災し、損害を受けたことにより経済的困窮度が高くなったもの

2 前項の規定にかかわらず、育友会奨学生及び育友会奨学生以外の奨学生並びに2大学の災害見舞奨学生に採用されている者であっても、専修大学校友会奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）の判断により、当該者を奨学生の対象者とすることができる。

(奨学生の採用制限)

第5条 この規程により奨学生に採用された者は、在学中再度この規程による奨学生となること
ができない。

(奨学金の総額)

第6条 当該年度に運用する奨学金の総額は、毎年度予算で定める。ただし、当該年度において
給付する条件で寄附金があった場合は、これを増額することができる。

(採用人数及び奨学金の額)

第7条 奨学生の採用人数及び奨学生1人当たりの奨学金の額は、毎年度の予算の範囲内におい
て選考委員会が決定する。

(出願手続等)

第8条 育友会奨学生又は育友会以外の経済支援奨学生に出願した者（これらの奨学生に採用さ
れた者を除く。）は、この規程による奨学生の採用に対し出願したものとする。ただし、その
同意がない者にあつては、この限りでない。

2 2大学の災害見舞奨学生に出願した者は、この規程による災害見舞奨学生の採用に対し出願
したものとする。ただし、その同意がない者にあつては、この限りでない。

(選考の実施)

第9条 この規程による奨学生の採用の選考（以下「選考」という。）は、選考委員会が前条の
規定による出願者（以下「出願者」という。）のうちからこれを行う。

(選考の時期等)

第10条 経済的支援奨学生の選考の時期は、当該年度の育友会奨学生及び育友会以外の経済支
援奨学生の選考が終了した後とする。

2 前項の規定にかかわらず、選考委員会は、特別の事情があると認めるときは、前項の規定に
よる当該年度の選考終了前に、その都度選考を実施することができる。

3 災害見舞奨学生の選考は、必要に応じて実施するものとする。

(選考方法)

第11条 選考委員会は、経済的支援奨学生の選考に当たっては、出願者の願書で評価が記載され
たもの（育友会奨学生及び育友会以外の経済支援奨学生の出願者の願書で、その選考のための
評価が記載されたものをいう。）を関係課から回付を受け、当該評価に基づいてこれを行うもの
とする。

2 選考委員会は、災害見舞奨学生の選考に当たっては、出願者の願書（2大学の災害見舞奨学
生の出願者の願書のことをいう。）を関係課から回付を受け、当該願書に基づいてこれを行うも
のとする。

3 選考委員会は、前2項に規定するもののほか、次に掲げる選考の基本に基づき選考を行うも
のとする。

(1) 専修大学校友会会則第 13 条第 2 項の年度方針又は中長期の方針その他の校友会の方針において奨学生の採用に関し特別の定めがあるときは、それに従って選考すること。

(2) この規程の目的に即し、かつ、2 大学における年会費納入会員数、準会員数及び学生数の構成比その他の事情を考慮し、2 大学の学生をできるだけ公平に選考すること。

(選考委員会)

第 12 条 選考委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 会長
- (2) 総務企画担当副会長
- (3) 総務企画部長
- (4) 財務部長
- (5) 事務局長
- (6) 校友課長

2 選考委員会の委員長は、会長とし、会議の議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、委員長が指名する者が会議の議長となる。

3 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(奨学金の給付)

第 13 条 奨学生には、奨学金を給付する。

2 奨学金は、奨学生の採用の決定後、速やかに、その者に一括して支給する。

3 奨学金は、次条に規定する場合を除き、返還することを要しないものとする。

(奨学金の返還)

第 14 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合には、奨学金の支給を取り消し、又は既に支給した奨学金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 学則の規定による懲戒処分に処せられたとき。
- (2) 休学し、若しくは退学し、又は除籍されたとき。
- (3) 願書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、会長・副会長会の発議により代議員会において出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによりこれを行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、制定の議決のあった日から施行し、同日以後採用する奨学生から適用する。

(旧規程の廃止)

2 専修大学校友会奨学生規程（平成 19 年 5 月 26 日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 18 日から施行する。